特集

労働組合の新しい課題と公益

1. 時代と共に変わる労働組合

(1) 労働組合の組織・機能の変化と社会認識

労働組合とは、労働者によって組織され、労働者のために、労働者自らが活動する団体である。 その目的とするところは労働・生活諸条件と権利の維持・改善である。

とはいえ、労働組合も、法認された団体である 以上、社会性を忘れることはできない。しかも、 その社会的役割は時代と共に変化する。現代は、 労働組合も労働者のこと、組合員のことのみを視 野に置いて活動すれば済むという時代ではなくなっている。労働者や組合員の労働・生活諸条件の維持・改善のためにも、企業や労使関係の枠を超えて、自らもその一員である地域や市民生活との連携・調和が不可欠になっている。また、労働組合の発展・社会的地位の向上を考えても、〈自らを超える思いやり〉が原点となる公益や社会に対する役割分担や責任を受け入れることも不可避になっている。

いうまでもなく、労働組合は歴史的所産である。 基本となる目的や理念は時代を超えて変わらない としても、組織や機能や役割は、時代と共に変わりうる。例えば、生活水準の向上と共に、組合の重点を置く課題や役割も変わってきた。また労働市場の変化と共に、組合の組織や機能も変わってきた。その過程で、自らの組織を超える地域や市民に関わる全市民的・公益的な課題に対する姿勢・対応も変わってきた。

現に、労働組合は、当初は労働諸条件の維持・ 改善に主たる関心があった。やがて労働条件から 生活条件に、つまり職場や労使関係に関わる問題 から、職場や労使関係を超える家庭や地域の生活 に関わる問題にまで関心や活動を拡大してきた。 それに対応して、ウエッブ夫妻に見られたように、 労働組合の目的も定義も、労働諸条件の維持・改 善から、労働・生活諸条件の維持・改善に拡大し てきた。労働者にとっても、生活というものは企 業や労使関係の枠を超え、地域や市民ともつなが るものである。

それだけに、労働者・労働組合は、時代ごとに 労働組合にとって必要なもの、欠けているもの、 あるいは重視すべきもの等を絶えず検証・確認す る必要がある。

(2) 労働者の関心の拡大と組合離れ

時代を溯ると、特に太平洋戦争以前には、労働 者・労働組合は自らの属する企業や組合以外の労 働者・労働運動との連携・連帯に意外に関心が強 かった。どこかで争議が起これば応援に駆けつけ るなど、横断的な活動・連携を意識することがよ くみられた。労働者は団体交渉権も対等性も認め られなかったので、連携・連帯は現実に必要なも のであった。

当時の労働や労使関係の現場では、労働者・労 働組合は、問題や要求があっても、争議等に持込 まないと、経営者からは団体交渉にも簡単には応 じてもらえなかった。そうかといって、個々の組 合の脆弱性から争議に持込むには、組合外の支援 が必要であった。そこに労働者同士にある程度連 帯意識が成立することになった。

しかるに、戦後になって、国民に基本的人権が 保障され、労働者にも団結権など基本的権利が保 障されると、労働者・労働組合の関心は、目先の 賃金など労働諸条件の維持・改善に主に向けられ るようになる。運動も労働諸条件の決定に権限を 持つ企業との団体交渉が中心になる。地域や社会 への関心や発信が弱くなっていく。

実際に、1955年以降すすめられた春闘では、全 国的・産業的連携を計りつつも、現場の活動は企 業レベルで行なわれることが多かった。企業レベ ルの賃金交渉などで合意・協定が結ばれれば、春 闘は終結ということになった。社会的・国際的主 張は掲げられても、スローガン程度の扱いで済ま されることが多かった。

ところが、春闘等の成果で、労働諸条件が改善 されると、労働者は企業内の労働運動の成果には それほど期待を抱かなくなる。春闘は形式的・儀 式的な面が強くなっていく。むしろ、労働者には、 それぞれの関心から企業や労働組合を超えて地域 や社会における課題に興味を示すものが増えてい

く。環境・景観の保護、まちづくり、多様なボラ ンティア活動等の課題である。いずれも、一組合 や一企業を超える公益性の高いものである。

それに対応して、近年、労働組合は地域や市民 との関わりを問われだしている。それは、労働運 動が、労働者の組合離れにみられるように壁・限 界に突き当たっているからという見方も可能であ るが、労働組合が発展し、ゆとりができた証左と いう見方もできないわけではない。いずれにしろ、 労働組合は、地域や市民にも配慮する公益の理念 や活動を無視できなくなっているのである。

2. 太平洋戦争前の 労働組合運動と公益性

以上の概観に加え、もう少し詳しく労働組合の 歩みと公益性について説明することにしたい。

太平洋戦争以前の日本では、労働者も国民も、 基本的人権を十分には保障されていなかった。基 本となる普通選挙法は、1925年に制定されたもの の、対象は男性のみであった。女性や公民権停止 者等には権利は認められなかった。

また労働者は、実質的には労働組合を結成でき たものの、団結権、団体交渉権、争議権を法認さ れることはなかった。

そういった時代に、権利の要求等に取り組む国 民の中核は、労働者であった。貧困はじめ、多様 な社会問題の解決に関与できた最大の運動の一つ も、労働組合運動であった。それほどに、明治期 をはじめ、戦前を通して、労働組合は活動そのも のが社会性・公益性を持っていた。まともな労働 組合なら普通選挙、義務教育の拡充、諸権利の拡 大など企業や労働組合の枠を超える課題も目標に 掲げる例がむしろ普通であった。

そうでなくても、労働者は国民の下層を形成し ており、労働組合の権利や労働・生活諸条件の維 持・改善は、底上げ効果により、国民全体の権利・地位・生活水準の向上にもつながった。

その労働組合の組織は、戦前は横断組合が中心であった。しかるに、1921年以後、大企業中心に企業ごとに縦割りに組織される企業別組合が生成した。それによって、全体としては横断組合を主たる柱に、それに企業別組合が併存する時代になる。その1920年代に活動する企業別組合は、少なくとも当初は企業内に閉じこもるのではなく、戦闘的で、経済的条件以上に、社会的主張・要求を前面に出して活動した。

その点でも、自らの、また国民の生活や権利の 改善を訴えたのは、社会主義者や文化人以外は、 主に労働者と労働組合であった。しかも、僅かず つであれ、国民全体の生活水準の向上や権利の拡 大にも寄与できた。その点で、労働組合とその運 動は、意識はしなくても、社会的・公益的性格の 一端を身に付けていたのである。

3. 太平洋戦争後の 労働組合運動と公益性

太平洋戦争後、荒廃した経済・社会状況の中で、 労働組合・労働運動は一気に開花した。敗戦後の 混乱・混迷の中では労働・生活諸条件を維持・改 善することは難しく、労働者は最低限度の暮しの 維持のためにも立ち上がらざるをえなかったので ある。

その際、労働組合は、圧倒的に企業別組合、それも企業の中で全員加入、またはそれに近い型の企業別組合に変わった。その淵源は前述の第一次世界大戦後の大企業中心の雇用状況の変化と企業別組合の生成にあった。その結果、労使交渉も、企業レベルで団体交渉や協約・協定をすすめ、締結するあり方が主流になっていく。

それに対し、全国的連合や産業別連合は、傘下

の労働組合の連携・協力をはかりつつ、全国レベルや国際レベルの課題に取り組むという役割分担を行ってきた。ただし全国的連合なども、労働・労使関係の枠を超えて地域や市民の多様なニーズや活動に応えるという公益的関心には欠けるものがあった。

そのような連合レベルと企業レベルの役割分担 というあり方・取り組みが春闘体制の大勢となる が、もちろん横断的な産業別の交渉・運動もなく なるわけではなかった。企業を超える産業別交渉 も残り続けた。

労働組合・労働運動は、春闘中心に企業に閉じ こもる方向に向かうにつれ、地域や市民全体に対 する関心が弱くなり、社会性・公益性が薄れてい く。労働・生活諸条件でも、大企業や官公庁等の 労働者には遠い存在の最低賃金制や生活保護制度 などは自らの問題とは受けとめられなくなってい く。

それに対応して、時代と共に、賃上げなど企業 レベルの労働諸条件はほぼ目的を達成するので、 春闘でも、次第に賃上げ10%などという顕著な成 果は過去のものになり、労働条件の大幅な引き上 げは難しくなる。当然、運動による成果は目立た ないものになっていく。それと共に、労働者は春 闘や企業レベルの交渉にはそれほど期待を抱かな くなる。

それに代わって、労働者の関心は多様になり、 企業を超えて地域で環境保護、まちづくり、教育 の充実を求める活動、さらに社会福祉施設等での ボランテイア活動に参加するもの等が増えていく。 より良い暮らしの実現には、既存の労働組合に期 待するだけでは無理と考えるようになり、企業や 企業別組合を超えてNPO法人や公益諸団体に参 加するもの、あわせて労働者の組合離れも進行し ていく。

そこで、労働組合においては、労働者のより充

実した生活の実現に向けて、企業や労使関係の枠 を超えて、社会保障の拡充、まちづくりの拡大、 教育の充実のように地域や市民全体の問題にも積 極的に取り組む方向に転換することが課題になっ てくる。少なくとも、一組合・一企業を超える視 野で活動・運動をしない限り、より高い生活水準 の達成は難しくなっているという認識が労働組合 にも、労働者にも拡がる。

この労働組合の視野や活動の地域・市民全体へ の拡大には、自分を超えるという公益の理念・活 動が関わってくる。そうなると労働組合がNPO 法人や公益諸団体を結成、あるいは連携する状況 も多くみられよう。また、若者や女性の労働組合 への加入も徐々に回復するであろう。

そのような対応なしには、労働者のより良い暮 らしの実現、そして労働組合への労働者の関心の 回復は難しい。

4. 労働者のより 良い暮らしと公益

労働者のより良い暮らしは、従来のように主に 企業と労使関係に関心を向け、労働・生活諸条件 の維持・改善に努めれば実現できるというもので はない。より良い暮らしのために、国の政策であ る社会保障の充実、また地域や市民と共にあるま ちづくりなど、地域や市民全体に関わる公益の理 念と活動の受け入れも不可欠になっている。

たしかに、労働者にとっては、労働・生活諸条 件の維持・改善には労働組合が現在も最も頼りに なる存在ではある。それなら、労働組合は労働者 の労働・生活のあらゆる要望・課題に応えてくれ るかというと、決してそうではない。

より良い生活を実現するには、労働者は、労働 組合以外の団体や活動、また企業や労使関係を超 える団体や活動にも注意を向ける必要が出ている。 現に、社会保障の拡充、環境・景観の保護、それ らを含むまちづくり、あるいは多様なボランティ ア活動の必要も認識し、個人的に地域で様々な団 体や活動に参加する労働者が増えている。

それに対応して、労働組合も、企業や労使関係 の枠と同時に、それを超えて地域全体・市民全体 のことも考えて活動する必要がでている。むしろ、 労働・生活諸条件の維持・改善を目指す運動にと っても、そのような多様な活動との連携・連帯が 課題になっている。

この間、地域や市民生活を視野にいれるNPO 法人や公益法人の領域では、大衆化・市民化を目 ざす一連の公益・公益法人改革がすすめられた。 公益法人が、個々の法人に閉じこもるあり方で終 わらず、地域や市民とのつながり・連携を大切に する方向へと舵取りをし直す必要に迫られたので ある。公益法人などの市民化・地域化・大衆化、 同時に専門化・高度化が訴えられた流れである。

実は、労働組合もそのような公益法人改革を自 らの問題として受けとめる必要があった。もちろ ん、労働組合は公益法人ではない、また企業でも ない。とはいえ、公益活動・公益法人の市民化・ 地域化・大衆化の流れに沿った公益・公益法人改 革を、労働組合も他人事と見過ごしてはならなか ったはずである。というのは、労働組合も、公益 法人に劣らず、自らの組織を超えて地域や市民と のつながりを検討すべき状況・段階にあったから である。

協同組合でも、そのようなあり方が一層強く認 識されだした。しかし、労働組合の多くは、公 益・公益法人改革は他人事で、自分たちの関わる 問題とは受け止めていなかった。

それでも、その改革の一つのきっかけにもなっ た二つの大震災では、多くの労働者・労働組合も ボランティア活動に従事し、支援・協力に関わっ た。そこに、労働組合・労働運動が自らの関わる 企業や組合員のことのみでなく、地域や社会にも 注意を向ける地域化・市民化のあり方を視界に入 れだしたことがうかがえた。労働者のより良い暮 らしのためには、労働組合も、地域や市民との連 携・連帯、つまり市民化・地域化、ひいては公益 の役割を視野に入れる時代に入ったということで ある。

その点で、労働組合にあっても、機能として、 対内的には共済機能に加えて企業・経営に対する チェック機能、対外的には労使関係・団体交渉機 能に加えて、社会的機能とまちづくりなどの総合 的生活機能にも関心を向ける必要がでてきたとい うことである。

おわりに —労働組合の地域化・ 市民化・公益化—

現代の労働組合は、より良い生活の実現のためには企業や労使関係の枠を超える広い視野と活動が必要とされている。それが労働者の労働組合離れを解消する契機の一つにもなりうる。

今日では、労働者のより良い生活は、労使関係で決まる賃金、労働時間、休日等のみで支えられるのではない。企業を超える社会保障、まちづくり、教育の整備・拡充、税制の市民化等も関わってくる。さらに、労働条件でも、欧米の労働組合のように最低賃金、労災補償、失業補償(雇用保

険)など大企業や官公庁労働者が従来軽視してきたものも含めて、総合的に受けとめることも必要である。労働条件は良くても、社会保障、住宅・まちづくり、教育条件等が後れているようでは、 労働者生活は充実も安定もしない。

今や、労働組合も、労働諸条件の維持・改善の みでなく、労使関係の枠を超えて一歩進みで、多 様な課題に関心と活動を向ける必要がある。それ ら全体のより高い水準への改善・向上があって、 労働者生活の一層の改善も可能になる。その時に は、企業・経営へのチェック機能、それに地域・ 市民に目を向ける社会的機能と総合的生活保障機 能への労働組合の視野や活動の拡大も一層必要に なるであろう。実際に、労働組合も、社会貢献・ 社会的責任の一端を担えるほどの発展を遂げてい る。幸い、現代の公益活動は、組合がサービスを 提供すれば、それが組合にもプラスに返ってくる 特徴を持つようになっている。

要するに、現代の労働組合には、企業や労使関係の枠にのみ囚われるのではなく、それを超えて地域や市民にも関心を向けることが必要になっている。それは、自らを超えて地域や市民との連携や相互貢献を受け入れることであり、労働組合の地域化・市民化につながる。それこそ、公益の理念に通じるものであり、今後労働組合が真摯に検討し、対応すべき課題といえよう。

<参考文献>

現代公益学会編『東日本大震災後の公益学と労働組合』公益叢書 2 、文眞堂、2014年 現代公益学会編『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』公益叢書 3 、文眞堂、2015年